

1 目的

この指針は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）、千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和5年千葉市規則第 号）に定める液化石油ガスの規制を統一かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、法令等で定める技術上の基準のほか、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（例示基準）」（令和3年2月25日 20210203保局第1号）を審査基準として運用する。

本指針の運用にあたり、以下の文献を参考とする。

- 1 「LP ガス法逐条解説」（石油化学新聞社）
- 2 「高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説」（高圧ガス保安協会）
- 3 「ガス機器の設置基準及び実務指針」（日本ガス機器検査協会）
- 4 「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」（日本ガス機器検査協会）
- 5 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」（高圧ガス保安協会）
- 6 「KHKS 技術基準」（高圧ガス保安協会）
- 7 「JLPA 技術基準」（日本エルピーガスプラント協会）
- 8 「保安業務ガイド」（高圧ガス保安協会）